

亀岡市公報

発行所 亀岡市役所
総務部 総務課
TEL 0771-22-3131(代表)
京都府亀岡市安町野々神8番地

目 次

監査委員欄

—— 公 表 ——

○住民監査請求に係る監査の結果について 1

監査委員欄

公 表

亀岡市監査公表第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定による職員措置請求について、同条第4項の規定により監査を実施したので、その結果を次のとおり公表する。

平成29年8月21日

亀岡市監査委員 菱田光紀

住民監査請求に係る監査の結果について

第1 請求の受付

1 請求人

住 所 省略

氏 名 省略 外139名

(139名の氏名は別紙のとおり)

2 請求書の提出日 平成29年6月23日

3 請求の内容（原文のまま）

職員措置請求書

2017年6月23日

亀岡市監査委員 様

請求の要旨

本請求書は、京都府と亀岡市が進めようとしている「京都スタジアム（仮称）整備事業」に関し、亀岡市長に公金支出の差し止めを求めるものです。当該事業に関する、「京都スタジアム（仮称）整備事業に係る環境への影響について」という説明文書（以下、説明文書と記載）が本年5月26日に亀岡市のホームページで示されました。また、京都府はこれに費用便益分析結果総括表等を付加した文書を、公共事業評価に係る第三者委員会（以下、第三者委員会と記す）への評価調書としています。府が行った意見募集には、府民から多くの反対意見が寄せられ、6月5日に実施された第三者委員会では、委員からも事業の進め方の問題点を指摘する意見や、評価調書の内容に関する疑問発言がある中、課題を含んだまま、「工事の着工については了承」とされました。

この説明文書の問題点への指摘を含め、事業に係る公金支出を差し止めすべき理由を述べることとします。

第1. 亀岡市への経済効果が見込めない

亀岡市が、スタジアムの建設による地域への経済波及効果には大きなものがあるとしてきた根拠に、京都学園大学の坂本教授（当時）（以下、坂本氏と記す）がまとめられた研究論文があります。その中では、「スタジアムができれば、亀岡における経済効果は少なめに見積もっても、年間14億円以上ある」との試算が出されています。

たとえば、入場料収入について、一人2500円×9000人×年間22試合で年間売上げ4億9500万円と計算されていますが、京都サンガの2011年～2015年の入場料平均は一人1509円で、2015年は1227円です。2500円というのはJ1のトップレベルの平均入場料です。

また、入場者平均9000人というのもJ1だった時代を含む過去11年間（2003年～2013年）の数字で、過去6年間（2011～2016年）だと平均7029人です。まず、基礎となる数字が違ってきます。

この現実的な数字を基に計算すると、仮に入場料収入が2010年～2015年の平均額である一人約1500円だとして、年間の入場料収入は、一人1500円×7000人×年間22試合で、年間売上げ2億3100万円であり、坂本氏の試算の2分の1にしかなりません。その上、それは㈱京都パープルサンガに入るわけで、それがそのまま亀岡での経済効果になるわけではありません。入場料に関しては、京都サンガの選手・スタッフが亀岡で消費した金額だけが亀岡の経

済効果となるのです。そうすると、40人の選手・関係者が22日で使うのは3000円×22日×40人で、せいぜい1年間で3百万円くらいでしょう。

ところが、坂本氏の計算ではこれが一人月2.5万円×12ヶ月×40人＝1200万円と計算されており、しかも、入場料に上積みして積算されています。

以上見てきたとおりに、入場料に関しては、実際の亀岡での経済効果は3百万円くらいなのですが、これが4億9500万円＋1200万円＝5億700万円の経済効果と計算されるのですから、あとは言わずもがなでしょう。

でも、もう少し見てみますと、交通費は一人当たり691円となっていますが、これもJRやバス会社やガソリンスタンドの収入となるのがほとんどで、一体亀岡の経済効果はいくらと考えると、とんでもない試算だとわかります。

飲食費も一人830円使うとされていますが、昨今は弁当持参で来る人も多くなってきており、この数字もあやしいものです。また、Jリーグ以外のラグビー、アメフトなどで年間25日、1日当たり1000人程度の入場者を見込み、コンサートやフリーマーケットなど年間5日間の開催で、2000人の入場者を見込んで計算し、年間8876万円の経済効果があるとしています。そして、あれやこれやを加えて、年間約11億4千万とそろばんをはじいています。更に、雇用の増加や2次、3次波及効果を見込んで、年間約14億円の経済効果があると計算しています。しかし、これは先に見たように、過大見積もりと、亀岡の経済効果には全くならないものを全て集計に入れるなど、信じられない計算に基づく試算なのです。

ところで、坂本氏もいざというときの批判を避けるためか、わざわざ研究論文の欄外に、次の注釈（*印部分）を入れています。

*プロスポーツの経済効果については、懐疑的な調査結果もありうる。例えば、メリーランド大学のデニス・コーツ教授とイリノイ大学のブラッド・ハンフリー准教授によれば、全米37都市におけるフットボール、バスケットボール、野球の経済効果や雇用の増加が認められなかったと結論づけている。

さらに、日本各地でJリーグスタジアムが作られた前後での地域の人口や雇用、商店の売上額などをみても、ほとんど変わらない又は減っているというのが実態です。これらの統計資料をきちんと調べてみる必要があります。

例えば、亀岡市議会からも視察に行かれた佐賀県鳥栖市（人口72,000人）のアメニティースタジアムは、サガン鳥栖のホームスタジアムとなった平成11年とその後の平成24年を比較してみると、次のような状況です。

	H11	H24
商店数	1, 0 1 7 店	→ 6 8 2 店
商店の年間販売額	2, 8 5 9 億円	→ 2, 6 7 5 億円
従事者数	7, 6 2 1 人	→ 5, 3 2 8 人

また、坂本氏が紹介している経済効果一覧表（経済産業省関東経済産業局 H22年3月調査）の中に、愛媛FC（J2）の経済効果約5億円、税込効果約800万円、スタジアム改修効果

7億円、雇用効果57人などと書かれています。

愛媛FCは松山市（人口51万人）を中心とする愛媛全県をホームタウンとするJリーグ加盟クラブです。ニンジニアスタジアム（3万人収容）がホームとなっています。

坂本氏の調査の後、愛媛FCはH24年度とH25年度に2度の不正な粉飾決算をおこない（実際は数千万円の赤字をギリギリ黒字との報告をした）、Jリーグライセンス剥奪も射程に入れた再調査が行われたところです。ライセンス継続にはなりましたが、入場者数はH27年度3000人のボーダーラインを行ったり来たりしている状況です。このスタジアムは「恵まれた自然環境」「県民の憩い」をうたい文句に作られ、松山市内の中心街からシャトルバスで30分の山の中にあるスタジアムです。

そこで、今一度、亀岡市は責任をもって全国の現状を調査し、市民に報告されるべきです。

ところで、国は、全国各地の状況を見て、昨年11月、「スタジアム・アリーナ改革」と称して、完成後も赤字経営が続くスポーツ施設の現状を踏まえ、官民連携で多機能複合型の施設建設で収益性を高めていく改革指針を発表し、本年から関連事業の予算化をはかりました。この「スマート・ベニュー」と呼ばれる多機能複合型のスポーツ施設を中核にしたまちづくり構想は欧米が先進地ですが、2001年に完成したスイス・バーゼル市のスタジアムは、スタンド部分に客席とは別に170戸の高齢者住居があり、地下3階建ての商業モールがあり、市が提供した土地に民間資金で建設し、本拠のサッカークラブが管理運営を担うといったやり方で行われています。

京都スタジアム（仮称）の場合は実施設計もいまだに出されていないため、詳細な検討はできませんが、いずれにせよスイスなどの取り組みとは天と地ほども違う計画なのではと考えられます。地下に3階建ての商業施設などといっても亀岡駅北の用地ではできるはずが無いのですから。

坂本氏はまた、スタジアムが建設される迄の経済効果も計算されています。

スタジアム建設・公園・道路工事で、2次効果まで入れて約193億円、その内亀岡地元経済への波及額は約6億円と計算されています。

でも、これにも注釈（*印部分）があり、逃げをうつ準備がされています。

（*地元経済効果については、例えば大手ゼネコンが請け負うことも考えられるので市外への流出もありうる。）

確かに、亀岡市でゼネコンの下請けに入る事業者と、用地が売れた一部の人は利益を得ることでしょう。その借金のツケは他の予算削減という形で市民に回されるのです。亀岡市への波及額は6億円とされていますが、果たしてこのような大きな工事を大手ゼネコン以外が請け負うことが実際に起こりうるのでしょうか。

したがって、再検証を施すことなく本件事業に公金を支出することは、地方自治法2条14項の最小経費最大効果に反しており違法であるということが出来ます。

さらに、交通渋滞が発生することその他、後述するような種々のマイナスの経済効果も十

分見ておくことも必要です。市民生活に直接関わることなのに、これらの点について、「府が考えられること」などと言ってシミュレーションも行わず、十分な配慮がされていない点も問題であると言えます。

いずれにせよ、希望的観測でなく現実に即した、適正な評価が求められており、具体的・現実的根拠を示すことが必要です。

また、昨年11月22日に亀岡市が主催し、京都府も参加された「京都スタジアム（仮称）誘致に係る市民説明会」で言われた「実施設計ができた頃、再度市民説明会を府と協議して開催する」という約束も果たさないまま、しかも、実施設計がまだできていない段階で第三者委員会でスタジアム工事着手の了承を得ようとしたこと自体が異常な事業の進め方です。第三者委員会が了承したことをもって、市民の疑問にきちんと答えず、十分な説明をおこなわずに再度の用地購入を行うことはあってはならないことです。

第2. 地方財政法に違反していること

説明文書4ページには、専用球技場が建設可能な用地の提供について、府内全市町村に公募を行ったとあります。10ページには、スタジアムの整備は、京都において高い需要があるにもかかわらず、国際的な試合や全国的な試合の開催が可能な球技場がないことから整備し、京都府内におけるスポーツの広域・基幹的施設として、スポーツの振興、府中北部地域の発展に寄与し、公共の福祉を増進することを目的とするものであると記述されています。

これについて、広域・基幹的施設として、広域行政を担う京都府が事業主体となって整備するものでありながら、その建設に必要な用地は市町村に提供させるものとしています。市町村から見れば、京都府が建設するスタジアムを誘致するには、建設用地を提供することが条件ということです。

地方財政法第2条には、地方財政運営の基本として、「地方公共団体は、その財政の健全な運営に努め、いやしくも国の政策に反し、又は国の財政若しくは他の地方公共団体の財政に累を及ぼすような施策を行ってはならない。」とあります。また、第9条には、地方公共団体がその全額を負担する経費として、「地方公共団体の事務を行うために要する経費については、当該地方公共団体が全額これを負担する。」とあります。

今回のスタジアムの整備は、広域・基幹的スポーツ施設の整備という京都府の施策です。その施策において、市町村からの用地提供を任意ではなく前提条件としていることは、市町村に用地取得費の支出を強いることであり、また現在適当な用地を所有している市町村にあってもそれを無償で提供することを強いることに他なりません。

亀岡市にあっては、既に約14億円の用地取得費を支出し、今回さらに20億円、合計約34億円を支出することになり、これは本市の財政規模約300億円の1割を超える負担となります。明らかに京都府のスタジアム事業は、亀岡市の財政に累を及ぼす施策であることに疑いの余地はなく、地方財政法第2条の規定に反していると思われます。

さらに、前述のとおり、スタジアムの整備は広域行政を担う京都府の事務であって、地方

財政法第9条によれば、その事務を行うために要する経費は当該地方自治体、つまり京都府が全額負担しなければなりません。しかしながら、用地提供を市町村の任意ではなく誘致の前提条件とし、その負担を強いている点において第9条にも反していると思われます。

最初購入した用地は、「先行投資してよかったといえる使い方を考える必要がある」との話が出ていますが、当初から数々の問題があると指摘されたことに聞く耳を持たず、強引に購入した土地なのです。このことに誰も責任を表明せず、そして責任を取らずでは市税を投入した行政の責任は果たされていません。

さらに、新予定地についても、すでに様々な問題が指摘されているにも関わらず、購入しようとしています。

このように、スタジアム計画は最初のスタートの時点から違法性のある誤った方法で進められてきています。よって、一旦白紙に戻して出直すべきです。よって、本事業に関する公金の支出は差し止められるべきです。

第3. 本件事業推進に伴うマイナス効果

上記のとおり、本件事業に公金を支出することは違法であると言えますが、以下では本件事業が推進された場合に伴うマイナス効果とこれに伴う財政支出について述べます。

1. 高水敷掘削の治水効果が認められず、被害が拡大するおそれがあること

説明文書10ページに、これまで洪水時に遊水機能を有していた土地に造成を行うことから、桂川高水敷掘削を行うことにより周辺地域などの安全性に影響が出ないように対策を講じているとありますが、科学的ではありません。

埋め立てによる遊水地の容量減を高水敷の掘削で補おうとしています。間違いです。

ダムでは貯水容量を増やせば治水機能が向上しますが、霞堤では河川内の貯留量を増やしても治水機能の向上につながるとは限りません。高水敷を掘削しても掘削部分は洪水初期に水没し、洪水のピーク付近の流量調節には関係しなくなります。霞堤による流量調節で重要なのは遊水地の面積です。埋め立てによる面積減少を補うには遊水地を広げるべきで、高水敷の掘削は無意味です。また掘削部分には氾濫のたびに土砂が堆積し、維持管理に苦勞することにもなります。

また、京都府は、この区画整理事業などが亀岡の水害や下流へ及ぼす影響を把握するため、南丹土木事務所において、平成28年度に氾濫解析をコンサルタント業者へ委託し検討が行われており、この3月末が期限でしたが、まだその結果が出ていないと南丹土木事務所の担当者から返答がありました。自らその影響があることを認めている氾濫解析の結果を待たず、第三者委員会での了承を得ようとしたことにも疑問を感じます。まずはその検討結果を隠すことなく明らかにし、きちんと市民に説明すべきです。

桂川の改修計画の全体計画ができたのが昭和57年であり、そこでは100分の1が目指されていますが、当面計画（10分の1）が概成したのはごく最近のことです。100分の1が目指されている以上、ただちに次の暫定計画（30分の1）に取り掛からなければならないはずですが、保津峡の開削は「実施時期を検討する」とされており、現在において着手の見通しすら

ありません。

というのも、30分の1ないし100分の1の治水安全度を確保しようとするれば、保津峡を開削しなくてはなりません、淀川本川の流下能力を増やす措置を講じたうえでなければ行えないばかりか、費用的にも保津峡や嵐山の景観保全のためにも不可能だと言われています。

バイパスのトンネルを造るという手段も考えられますが、淀川を危険に晒すことはできないため、淀川本川を大改修するか、極端に言えば大阪湾に直接接続させることを要求されます。それこそ、莫大な費用と時間がかかるため、現実的ではありません。いずれにせよ、防災において、実現する見込みがない計画は無意味です。

現在の治水計画は、戦後最大洪水を対象とし、それを超える洪水は想定外とされています。

しかし、東日本大震災を持ち出すまでもなく、治水にも想定外は許されないのです。たとえ戦後最大を超える洪水が発生しても、人の命を守り、資産の被害をできるだけ軽減するようにしておく必要があります。このためには、遊水地の機能をより充実させることが肝要であり、逆に低下させることは厳に慎まなければならないのです。

保津峡が開削される見通しはなく、基本計画の実現可能性はない。亀岡の治水安全度を上げる措置が、淀川本川の危険度を上げるものである以上、行政としても実行のインセンティブがない。そうであれば、亀岡地区は今後も洪水で氾濫し続ける土地である。にもかかわらず、氾濫域の遊水地を埋め立てれば、浸水水位が大きくなるのは明らかです。

このような市民に重大な損害を負わせる危険のある事業に公金を支出することは厳に控えるべきであると考えます。

本件事業が実施される結果として浸水被害が拡大するのであれば、これに伴う経済的損失も当然拡大するのですから、この点も考慮すべきです。

2. 駐車場、交通渋滞問題による損失

説明書60ページにおいて、観客が車で来場する場合への対応については、「亀岡駅周辺の民間駐車場の利用状況や観客の来場方法の実態などを調査したうえで、市街地への一般観客車両の進入が一定程度は抑えられる有効な対策として、例えば、京都縦貫道亀岡ICや大井ICに近接する亀岡運動公園の駐車場（700台超）を活用して車で来場する観客をシャトルバスで輸送するなど、臨時駐車場の確保について亀岡市と連携して適切な対策を検討・実施する。」とされています。

しかし、鉄道駅に近くとも、一般客の車で来場は必ずあります。現に、佐賀県鳥栖市にあるサガン鳥栖のホームスタジアムはJR鳥栖駅のすぐ隣に位置していますが、車での来場者は観客の6割になるといいます。亀岡の場合は9割をJRで誘導するとの計画ですが、実際にはこれも予測が立ちにくいところです。

駅周辺の民間駐車場が実際に何台使えるかもはっきりしません。そして、そこを利用すれば市街地に車を呼び込むことになり、渋滞が発生し、生活道路の安全確保にも支障をきたすことは目に見えています。また、亀岡運動公園駐車場を利用してシャトルバスで輸送すると、亀岡運動公園利用者の駐車の問題もあるでしょう。

このような問題が生じた場合、結局新たな対策を打ち出すなどして支出がなされる危険がありますし、この問題自体によって発生するマイナスの影響というのも見過ごすことはできません。

3. JR輸送の問題

説明文書61ページでは、JRの輸送力について検討されていますが、まず、土日の試合開始は19時開始だけではありません。14時～17時開始の試合も多くあり、16時から19時台の輸送力について検討する必要があります。

例えば17時台について見ると、亀岡駅発の京都行電車はすでに1時間に7本運転されています。これに対し、1時間に運行できる電車の本数は、京都駅が終点行き止まりであり、丹波口から京都までの一部が単線のため、最大10本程度です。つまり17時台には3本しか増発することはできません。これにより、8両編成、定員1,120人としても約3,360人しか輸送力を増やすことができません。これでどのようにして1万人という観客を捌くというのでしょうか。

また、1万人が現在の3つの改札口を通過するのに、一人2秒としても、単純計算で2時間近くかかることとなりますが、これだけの時間を、駅前のロータリーで、夏は暑く、冬は吹きさらしの所で待つ上に、帰路を急ぐ観客が駅通路に殺到することも考えられ、安全をどのように確保するのかという問題もあります。これでは、鉄道駅に近いことが最大のメリットとしてこの場所を選定したことが、本当に妥当なのか疑問です。

いずれにしても、鉄道駅に近いことが亀岡を選定した理由であるならば、試合開始時と試合終了時、電車の増発可能な本数、通常利用者への影響などJRとも十分協議してもっと緻密で実現可能な対策を本気で検討すべきです。検討の結果、安全で確実な輸送が見込めないのであれば、今回の計画の大前提が崩れることとなるため、直ちに計画を撤回すべきです。

4. 地下水保全対策

説明文書12ページ以降に地下水保全対策の検討が記述されていますが、その影響要因はスタジアム建設によるものだけしかありません。スタジアムが立地する亀岡駅北区画整理事業区域は全体で約17.2ha、この内スタジアムは3.2haの2割弱程度にしか過ぎません。残る14haの区域の中には、10階建ての建築物を建てることも可能な建ぺい率、容積率の区域も設定されており、当然ながらスタジアムと同様に基礎杭が打たれることになります。

したがって、スタジアム建設だけを影響要因とした地下水保全の分析では全く不十分です。区画整理事業区域全体の土地利用を想定した上で、影響要因を設定し、地下水の保全について検討しなければ、アユモドキへの影響が軽微などということはありません。

仮に、府と市が用地を取得すれば、その時点で両者は区画整理事業組合の一員になるはずです。区画整理事業者としても、環境大臣意見に基づき、スタジアム建設を含めた区画整理事業全体を影響要因として、地下水への影響はじめ、アユモドキの保全対策について検討すべきことは当然のことといえます。

また、39ページに、騒音・振動・光・日照の影響について検討がされていますが、地下水

と同様に、スタジアムを含めた区画整理事業全体を環境影響要因として、検討すべきであることは言うまでもありません。特に、曾我谷川の右岸沿いには道路が計画され、また住宅が建設されることになり、それらによる騒音・震動・光・日照の現状に影響を与えることは避けられないでしょう。

したがって、説明文書に記載の検討結果によって「アユモドキの生息への影響は回避され、アユモドキ個体群への影響は軽微なものになる」ということは出来ず、その影響は未知数というほかありません。

アユモドキは、亀岡市が守るべき天然記念物ですから、悪影響を与えるような事業を京都府が実施する前提となる新用地の購入を行うべきでないことは言うまでもありません。

仮に、事業を強行した結果、このような影響が認められた場合には、新たな対策を講じる必要が生じることとなり、このような費用の一端を、また背負うこととなります。

そして、工事不可となった場合は、新用地購入に投入された税金そのものがムダに使われたこととなります。

5. 既存住宅街への騒音・振動・光などの問題

説明文書55ページに、既存市街地への騒音・振動・光等の影響を検討していますが、57ページでは、B地点の騒音予測値が68.1dBで環境基準70dBを下回っているとあります。しかし、なぜか既存市街地B地点の現況騒音との比較がありません。図からB地点の現況騒音は60.2dBとなっており、現況騒音の日最大値である60.2dBが、1.13倍の68.1dBと環境基準の70dBと同程度まで大きくなると記載すべきで、これは明らかに現況からの後退となります。このことに関し、きちんと説明し、近隣住民の了解は得られているのでしょうか。さらに、ナイターの試合であれば、現況騒音は60.2dBよりも低く、その影響はさらに拡大し、夜間にはより大きな騒音だと感じるようになります。

このような近隣住民への対策なども必要となれば、さらなる費用の発生が起きかねません。

6. 亀岡市環境基本条例違反について

64ページ。公共事業の評価は、京都府公共事業事前評価実施要綱に規定されるとおり、(1) 事業の目的、(2) 事業を巡る社会経済情勢等(事業の必要性)、(3) 費用対効果分析(事業の有効性)、(4) コスト縮減や代替案立案等の可能性等(事業の効率性)、(5) 良好な環境の形成について評価しなければなりません。しかしながら、ここに記載されている総合評価は、(5)の良好な環境の形成の内の自然環境のさらにアユモドキの保全に関することしかありません。

これでは事業の妥当性を評価できる説明文書にはなりません。またこの説明文書では事業を総合評価したことにはなりません。

また、亀岡市では環境基本条例が制定されており、第11条(環境影響評価に係る措置)の規定があります。「第11条 市は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を実施する事業者が、その事業の実施に伴う環境への影響について、あらかじめ調査予測及び評価を行

い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正な配慮を行うようにするため、必要な措置を講ずるものとする。2 市長は、環境の保全及び創造を図るため、必要があると認めるときは前項の事業者に対して必要な指導又は助言を行うものとする。」となっています。

今回のスタジアム計画は、大がかりなアユモドキへの影響を検討してきたこと、300億円規模の亀岡市財政にあって市事業費で約20%、全体では約70%に相当する大規模事業であること、その他生活環境に与える影響を考えると、単にアユモドキの保全など自然環境だけではなく、人や生物を取り巻く、社会的、経済的、文化的な環境にも著しい影響を与えることは疑う余地はありません。したがって、スタジアムを含む亀岡駅北開発については本条例に基づき、いわゆる環境アセスを実施しなければなりません。

最近の事例で吹田市立スタジアム建設事業の環境アセスでは、多くの環境影響項目を設定して、科学的かつ定量的に予測、分析、評価した上で、対策が講じられています。またその影響評価の過程においては、徹底的な情報公開と第三者による協議、市民参加と市民意見の反映が確保されています。

したがって、京都スタジアム事業においても、亀岡市は、自らが定めている市環境基本条例第11条に基づき、このような徹底した環境アセスメントを実施すべきです。

このような手続を経ない違法な事業について、公金の支出をすることは許されません。

7. 事業を実施すべき理由がないこと

上記で見たとおり、本件事業を実施することによる弊害は明白であり、このような事業に公金を支出することは許されません。また、このような事業を強引に進めた場合に生じる事後的な対策費用も膨大なものになると言わざるを得ません。

また、広域連合を進める京都府にあっては、それぞれの府県が有する施設を有機的、かつ効果的に融通して利用するという発想があれば、このような大規模なスタジアム整備をあらゆる面で無理を通し急ぎ進める必要はありません。平成27年度の京都府公共事業事前評価調査には、国際大会の開催予定は10年に1試合とされています。「地方公共団体は、事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」とする地方自治法第2条14項にも違反するものであるといえます。

第4. 結論

以上のとおりですので、私たち請求者は、京都府の実施する「京都スタジアム（仮称）整備事業」に関し、亀岡市の一切の公金の支出は差し止めるほか、その他必要な措置の一切を講ずることを求めます。

事実証明書

1. 「京都スタジアム（仮称）整備事業に係る環境への影響について」

〈平成29年度5月26日亀岡市のホームページで公表〉

2. 論文 「亀岡スタジアムの経済効果」 坂本信雄

請求者 別紙 請求者一覧表のとおり

事実証明書は、請求人から提出されているが、本件監査結果では添付を省略する。
別紙請求者一覧表が提出されているが、本件監査結果では添付を省略する。

4 請求の要件審査及び受理

本件請求は、平成29年7月25日の要件審査により、地方自治法（以下「法」という。）第242条所定の要件を具備しているものと認め、職員措置請求書の提出日である平成29年6月23日付けをもって受理した。

第2 監査の実施

1 監査対象事項

京都府と亀岡市が進めようとしている「京都スタジアム（仮称）整備事業」に関する支出が、法第242条第1項に規定する違法又は不当な公金の支出となるかについて

2 監査対象部局

環境市民部、まちづくり推進部

3 監査委員の除斥

本件請求の監査にあたって、代表監査委員である関本孝一監査委員は、法第199条の2の規定により除斥とした。

4 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対して、法第242条第6項の規定に基づき、平成29年7月31日に陳述の機会を与えた。陳述には請求人6名が出席し、高向吉朗が陳述を行った。また、同日付けで次のとおり追加の証拠書類の提出があった。なお、同条第7項の規定により関係執行機関の職員の立ち会いを認めたところ、3名が立ち会った。

（追加の証拠書類）

- ・京都サンガ入場者・入場料年次別推移
- ・淀川水系桂川洪水浸水想定区域図

〔高向 吉朗の陳述〕

2014年2月25日、当時京都学園大学教授であった坂本信雄氏は、亀岡スタジアムの経済効果なる論文を亀岡市長に報告されています。また、市議会としても、同年の3月14

日に全員協議会を開催され、その場に坂本教授を招いて、大規模スタジアムの経済波及効果についての説明を聞かれています。

その内容によりますと、地域への経済波及効果は、毎年14億円以上になるということが述べられています。そして、亀岡市はこの研究論文を根拠にして、スタジアムの経済効果は抜群などと述べておられました。この経済波及効果の一つである入場料収入、これについて職員措置請求書に記載しております。

ここで、根拠とされている数字に関し、歴史的経過を含めて少し詳しく見ておきます。論文では、坂本教授は、入場者は一試合平均9,000人、そして、一人当たりの入場料は2,500円として試算されています。別紙（追加の証拠書類：京都サンガ入場者・入場料年次別推移）をご覧くださいますと、京都サンガ、前身は京都パープルサンガになりますが、21年間にわたる入場者数と、一試合平均の観客数が記載されています。観客数の場合は、資料が揃いませんでしたので、2011年以降となっています。

2002年から2011年、この表の下半分を見ていただいたらいいんですが、10年間で見ますと、一試合の入場者平均は9,489人と計算されます。そして、2003年から2013年の11年間を見ますと9,064人となります。この9,064人というのは、9,000人という坂本教授が採用された数字になります。時代を更に進めまして、その下、2005年から2014年までの10年間、これを見ますと、一試合平均観客数は8,857人と減ってきています。さらに、2007年から2016年、去年までですが、10年間で見ますと8,412人と更に減っていきます。ちなみに、2011年から16年の6年間、最直近になりますが、直近のこの6年間だけで見ますと、5,701人というのが一試合平均の入場者数で、5,000人台まで落ち込んでいます。

また、入場料平均額も、調べられた年次は5年分しかありませんが、坂本教授は2,500円で計算されているんですが、直近5年間、つまり2011年から2015年の一人当たりは1,509円です。700円ぐらいから7,000円ぐらいまで入場料がばらばらについているようですが、平均はこうなります。2,500円がどういうレベルかといいますと、J1のトップチームのレベルの入場料ということです。だから、かなり過大な見積もりがされたかということがわかるかと思います。

また、京都府のされている説明によりますと、一番下の段になりますが、過去21年間の入場者平均が8,381人であることから、8,000人を一試合平均とみて、京都スタジアム（仮称）の場合は、新設効果も手伝って1万人は来るだろうというふうに見込んで、1万人というふうには数字を使って計算をされています。しかし、この経過を見て頂きましたらわかるように、一試合8,000人という入場者が今後も続くという、50年間の費用弁効果が出されているのですが、続くということは考えられませんし、そういう見込み立てをすると、大きな見込み違いをしてしまうことになるんじゃないかというふうに思います。

国交省マニュアルによる費用弁益の出し方だと強弁されても、現実的でなければ意味がないと思います。本当に亀岡市にそれだけの方が来場されるのか、現在の状況を京都府内の各地の声、企業や事業所の声をよく聞いてみていただけたらと思います。思いのほか、厳しい現実が横たわっていることに行き着かれると思います。

そこで、この直近の6年間の仮に7,000人、それから直近5年間の入場料1,500円というふうにして、年間22試合で計算をしますと、入場料総計は2億3,100万円となります。坂本氏は、これを約5億とはじかれているわけですから、2分の1しかありません。このこと一つをとってみても、過大見積りも甚だしいと言わざるを得ません。しかも、この入場料収入は、全て株式会社京都パープルサンガの収益となるものです。亀岡市で消費をされるのは、その内、サンガ選手やスタッフ約40名が、亀岡市内で買いものをするのに使ったりする年間約300万円ぐらいしかないわけで、この年間22試合2億3,100万円と見積られる入場料も、亀岡市への経済波及効果にはほとんど入らないということになります。

この一事をとってみても分かるように、この研究論文は、市民はもちろんですが、行政をも惑わす、とんでもない論文だと言わなければなりません。

サッカーのほかに、あれやこれやの利活用も言われますが、スタジアムの利用は芝生の養生を考えれば年間60日が限度です。数百人から千数百人の来場者は年間を通じて見込まれるという人がいますが、300日間ほどは、がらんとしたスタジアムが見えることになると思います。ここに、果たしてホテルや商業施設が進出するのかどうか。亀岡駅北の場合、7月16日付けの京都新聞で報道されましたが、亀岡駅北土地区画整理組合関係者が、十数社に打診をしても、未だにどこのホテルからもゼロ回答だというシビアな現実が載せられていました。

全国のホテルの8割は赤字経営というのが現在の状況です。年に数十日のみの宿泊客が来ても採算は取れないとみるのは、当然と言えば当然かもしれません。

また、同日付けの京都新聞によると、茨城県県立鹿島サッカースタジアムにはJ1鹿島アントラーズのフィットネスクラブがあり、会員は1万8,000人といっています。また、近隣にある5つの市と連携して特産品を開発し、地元農業とタイアップしているということです。しかし、全国屈指の人気を誇るクラブがこうした事業を展開しても、試合日以外の利用者数は1日400人程度だといっています。

スマート・ベニュー型だとか、コンセッション方式などと、国の政策に飛びついて多機能複合型民間委託経営方式が喧伝されていますが、はっきりした見通しがあるわけでもなく、今後、オリンピックに向けて各地の競り合いも出てくることから、安易な取り組みに足元をすくわれる事態も考えなければなりません。客観的かつ正しく分析した経済効果について、具体的根拠とともに明示をしていただく必要があります。

また、アユモドキ保全のために地下水脈を守る必要があります。スタジアムの基礎に使われる720本の杭の打設には、コンクリート杭ではなくて、先端がらせん状になっている鋼管杭を使うとされています。値段も結構高いそうですが、実施設計もまだ公表されておらず、詳細は不明ですが、このスタジアム工事は大手のゼネコンにしか請負えない工事になることは目に見えています。地元業者は下請けに入るのも難しいのではないのでしょうか。地元経済がうるおうというのはどこの話なのかということになりかねません。また、地元の商業者の中には、スタジアムの観客はざっと来て、ざっと帰るだけ。商店街がうるおうことにはならないだろうと心配する声も出始めています。さらに、公共事業第三者委員会の小林委員長が、

第三者委員会のまとめで、工事の途中で問題が出れば、工事をストップして検討するという
ことも含めるように言われていますが、その場合、機械のリース代や追加の工事代など、更
に行政に大きな費用がかかってきます。

スタジアムの基礎杭は、地下水への影響を避けるため、特別な工法で工事がされるよう
ですが、スタジアム以外のエリアにも30メートル級の商業ビルなどが建つことになれば、同
じように杭打ちが必要となります。地下室や地盤改良への制限も現在のところありません。
環境保全専門家会議はこのことに対して、杭を打つような工事については、事業が進行す
れば、その都度検討すると言っておられます。新たな建築制限や規制が設けられた場合、これ
まで想定していない新たな土地利用上の制約が加わるということになります。それは土地の
評価額が低下することを意味し、区画整理事業の収支や換地など、事業計画そのものにも影
響する重大な問題です。

先に提出しました職員措置請求書の第3で述べている、京都スタジアム建設によるマイナ
ス効果についても、十分検討することが必要となります。

2015年5月20日、2年余り前ですが、国の法律である水防法が改正公布されました。
この改正水防法は、同年7月19日に一部が施行され、11月19日に完全施行となりました。
これまでの水防法では、100年、200年確率の大雨、洪水に対応できるよう作られ
ていましたが、この改正水防法では、想定最大規模の洪水に対応出来るようにすることが求
められています。想定最大規模とは、1000年確率を意味するという事です。

国が管轄する全国109の水系での想定も、今年の6月2日に公表されました。これを見
てみますと、横浜の鶴見川エリアにある北新横浜駅前で、2日間で792mmの雨を想定し、
想定浸水深はなんと10.1mとなっています。3階建てのビルが水没するというレベルです。

国交省淀川事務所は、ついひと月余り前、6月14日に淀川水系桂川の想定しうる最大規
模の降雨に対応した新しい洪水浸水想定区域図や、その浸水が継続する時間も公表しました。
お手元の資料に向日市や長岡京市の洪水浸水想定区域図をお付けしています（追加の証拠書
類：淀川水系桂川洪水浸水想定区域図）。これによると、桂川の両岸で一番赤味を帯びた部
分が多くあることに気付きます。ここは、右下にちょっと小さくて見にくいですが一番濃い
赤色、ピンク色というんですか、これが5mから10mまでの浸水予想エリアとなっていま
す。ずいぶん広い範囲にわたっています。また、このほか、宇治市や木津川市そして大山崎
町、伏見区などの浸水深も発表されています。

水防法が改正されました理由には、世界の異常気象が進行し、予想洪水確率が大きくなり、
被害予想も重大化していることがあげられています。亀岡市がホームページ上で公表してい
るハザードマップは、2015年2月24日に更新をされていますが、これは作り直さなけ
ればならないということになります。なぜなら、100年確率の大雨に対応して作られたも
のであり、桂川では、このハザードマップでは2日間で327mm、支川では1時間で
85.8mmに対応するものでしかないからです。

京都スタジアムの建設にあたり、府や市は、10年確率が達成した。埋め立てて何が問題
なんだと言わんばかりの態度ですが、国は1000年確率の対応を求めているということ
です。向日市、長岡京市の想定図を見てもすぐにわかることですが、保津峡の開削など、夢の

また夢と言わざるを得ない現況にあることを厳しく見つめなくてはなりません。

30年確率の達成の道筋さえ描けない状況下では、駅北の埋め立てに公然のお墨付きを与えるスタジアム建設は、論外の事業と言わざるを得ません。むしろ、駅に二重堤防の設置を検討せざるを得ないほどの状況だとの認識が不可欠だと思います。ところが、亀岡市議会がこの事業を追認し、二度目の用地を購入する議案を可決したことは、将来に禍根を残すことになりかねません。改正水防法に基づき、現在、国交省淀川事務所と亀岡市の担当課との避難計画に関する協議が行われています。しかし、その前に、被害を増やさないための対応、開発の制限こそが重視されるべきではないでしょうか。

交通渋滞予想についても一言ふれます。現在も時間帯によっては渋滞が発生している市内の生活道路ですが、スタジアムが出来れば流入車両が増えることは確実です。市民生活と市内産業にとって大きな影響をもつ交通については、必ず負の効果が現れます。市の担当課は、府において考えられるなどと他人事のような言い方ですが、市民生活に責任を持つ市が調査やシミュレーションをしていないなどというのは論外だと思います。

先の市民説明会では、府の担当者は、全国のスタジアムを見れば駐車場のないところもいくつかあると言って例を挙げておられました。逆に駐車場がない所がほとんどないというのが実際の状況です。ほとんどのスタジアムには駐車場があるのです。そして、満車になるところも多く、路上駐車で苦勞をしておられる所も、もちろんあります。スタジアム駐車場の上手な予約の仕方などというホームページがあるくらいです。

亀岡でも1,000台くらいの車が市内に流入してくることが考えられます。試合終了の時間帯にもよりますが、国道につながる市内の主要道路4本にそれぞれ200台、さらに、細い生活道路4本にそれぞれ50台が流入すればどういう状態がおきるのでしょうか。交差点通過の時間待ちは1時間から、場合によっては2時間以上かかることが予想されます。このことによる、つまり、他の仕事ができなくなることによる経済的損失は、年間数億円以上になると計算されます。これは亀岡市が自らシミュレーションを行うべきことです。時間決めで移動しなければならないヘルパーさんはどうなるのでしょうか。配達業務をしておられる方はどうすればよいのでしょうか。ジャスト・イン・タイムで製品を輸送している会社は、市外への転出を含めて検討せざるを得なくなるのではないのでしょうか。亀岡市が、京都府において考えられることなどというのは、口が裂けても言えないことなのではありませんか。

スタジアム周辺の駐車場も、民間のものが1,250台あるなどと言われますが、何台くらい余裕があるのか、本当にそこは使えるのか、折衝し確認されたのでしょうか。また、大きなスーパーがいつまでもそこにあるとは限りません。目途もないのに、確認もせず適当なことを言っておられるのなら、無責任のそしりを受けることは免れないでしょう。

JRの輸送についても同じで、具体的な指摘は職員措置請求書に書いていますが、収容人員いっぱい約2万人の観客の9割が本当に輸送可能なのか。1時間以内で可能だと言いながら、JRとの協議はこれからでは何をか言わんやということです。例えば、試合終了が午後5時だったとして、列車の増発、そして、4両を8両に連結するという事で乗り切れるという話しも聞かれますが、本当に輸送可能なのか。具体的な輸送体制を示していただきたいと思う次第です。

騒音に対して、環境基準値を下回っているとされています。市の説明書に書かれている70dBという幹線道路付近という基準地が本当に適切なのか。また、現況騒音60.2dBというのは、いつどんな状況下で観測された値なのかも不明です。該当地区住民への説明会もこれからということですが、何もかも後追いで、もし問題や課題が出てきた場合はどうされるのでしょうか。その時その時で対応を考えるでは、あまりにお粗末ではないのでしょうか。

亀岡市は環境基本条例を制定しています。先般、京都府の星野文化スポーツ部スポーツ施設整備課長が、環境アセスメントをすべきではないかとの問いに対して、国の基準でいくと、50ha以下の場合は開発にあたっての環境アセスは義務付けられていないので、行う予定はないと言われました。国の基準で不十分なところは府がカバーし、更に市町村が細かいところまでカバーしていくというのが本来のあり方です。先程述べた様々な問題や課題が上がっているのですから、亀岡市は民間に先立ち、京都スタジアムについて環境アセスメントを実施されるべきだと思います。実施要綱がないのなら、基本条例の趣旨を汲んで作ればよいことです。率先して環境アセスメントを行う市の姿勢を見せるべきだと思います。

以上、第2項は省きましたが、以外のところについては補足をさせていただきました。事業を実施すべき確たる理由がないだけでなく、むしろ弊害が多々起こることが予想されるこの京都スタジアム（仮称）整備事業は、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を上げるようにしなければならないと定めた、地方自治法第2条14項に違反するものであり、職員措置請求書の中で述べたとおり、地方財政法2条の規定にも違反しているものと思われま

5 関係執行機関の陳述

関係執行機関の職員に対して陳述を求め、平成29年8月8日に陳述を行い3名が出席し、まちづくり推進部長が陳述を行った。なお、法第242条第7項の規定により請求人の立ち会いを認めたところ、4名が立ち会った。

[まちづくり推進部長の陳述]

はじめに、スタジアム整備の経過についてであります。本スタジアムは、京都府が亀岡市において整備する施設であります。京都府においては、サッカー、ラグビー、アメリカンフットボールなどの球技が非常に盛んでありながら、国際的な試合等の開催が可能な球技場がなく、これに対応する競技場の新設を検討すべきとの平成23年1月の「京都府におけるスポーツ施設のあり方懇話会」の第1次提言や同年6月の府民の皆様からのスタジアム整備を要望する48万人からの署名を重く受け止め、専用球技場整備の検討に着手されました。

建設地については、府内の市町村に公募され、用地調査委員会において慎重に検討を重ねられた結果、府域全体の発展の可能性や利便性、経済性、子どもたちの夢の観点に加え、まちの将来をかけた熱い思いを抱いて応募しておりました亀岡市に、建設地を決定していただいたところであります。

また、建設地周辺に生息しているアユモドキ等の保全及び自然との共生のため、環境保全専門家会議を平成25年5月に京都府と共同設置し、専門的な見地を踏まえ、開発と環境保

全の両立を目指し、4年間にわたり取り組みを進めて参りました。

その結果、昨年4月の環境保全専門家会議の座長提言を踏まえ、建設地を土地区画整理事業地に変更し、5月17日の環境保全専門家会議において、環境に配慮した工法の採用、影響評価、予防保全措置やモニタリングを行うことで、アユモドキへの影響は軽微なものとなり、更に現公園用地エリアを中心に、国や京都府と連携した広域的な生息環境の改善対策を講じることで、将来にわたるアユモドキ生息環境を早期に確立できるとの御意見をいただいたところです。

また、6月5日の京都府の公共事業評価第三者委員会において、委員より治水、観客の移動方法、駐車場などに係る御意見はありましたが、最終的には、スタジアム整備における自然環境の保全に向けた議論が環境保全専門家会議で十分されており、モニタリング調査などの対策がロードマップに示されていることが確認できたので、スタジアムの工事着手について、委員会として了承するとのまとめをされたところです。

それでは、第1. 亀岡市への経済効果についてですが、平成26年に京都学園大学の坂本教授、当時、坂本教授は学園大学の教授でございましたが、まとめられた研究論文の数値の一部をとりあげ、数値の妥当性について主張されておりますが、研究論文においては学術的な研究成果のひとつとして、柔軟に捉えるべきであると考えます。その論文自体も平成28年8月に座長提言を受入れ、今までの都市計画公園であります京都・亀岡保津川公園から亀岡駅前の土地区画整理事業地内の商業地域に建設位置が変更になったことにより、根本から条件が変わっていると言わざるを得ません。

また、スタジアムが公共事業として実施される上で、その制度上、定められた方式に従って費用対効果分析を行い、その実行の可能性を判断する必要があります。

費用対効果については、他のスタジアムでも用いられている平成25年10月国土交通省都市局公園緑地・景観課監修の「大規模公園費用対効果分析手法マニュアル」に基づいて算出されており、直接利用価値の計測には、旅行費用法を用いることとしていることから、スポーツ観戦者のスタジアムまでの移動費用を積み上げることで、スポーツを観戦することによる価値を便益として算定されております。

国のマニュアルに基づき厳格に算出されたものであり、京都府が実施されました公共事業評価第三者委員会において学識経験者の了解を得られたものであります。従って、正確性や合理性を欠くものではなく、府市ともにそれぞれの議会で丁寧に説明し、府民・市民の代表である議会の議決も得ているところであります。

次に、第2. 地方財政法についてですが、京都スタジアム（仮称）の整備は、先ほど述べたとおり、平成23年1月、京都府におけるスポーツ施設のあり方懇話会第1次提言を踏まえて、京都府において具体的に検討を始められ、平成23年11月の専用球技場新設候補地調査、つまり建設予定地について、府内市町村から広く公募されたものであり、このとき、市町村が無償で提供できる土地、府有地を活用する提案も可能ということを条件とされ、本市を含めた5市町、亀岡市、京丹波町、京都市、城陽市、舞鶴市この5市町から応募がされました。選定に当たっては、平成24年2月に専用球技場用地調査委員会が設置され、府内の最も広範囲から子どもたちが、公共交通機関を利用し、試合を観戦できることなどの理由か

ら、最も多くの委員から評価を得た亀岡市が建設予定地に選定されたものです。

このようにスタジアムの整備は、当初からスタジアムの施設建設費、運営費は全て府が負担とされており、建設地は立地自治体が府有地の活用も含めて用意するという、府市共同事業として進められてきたものです。実際に、アユモドキの保全と京都スタジアム（仮称）の建設を進めるために平成25年5月に設置した亀岡市都市計画公園及び京都スタジアム（仮称）に係る環境保全専門家会議は、本市と京都府が共同で費用を負担し、事務局も共同で取り組んできており、京都スタジアムの建設事業は京都府のみの事業とは考えておりません。

また、本事業は京都府より強要されたものではなく、府と市が合意し、亀岡市議会の議決を経て、適正な手続きを踏まえた府市共同事業であり、当該地方公共団体の事務に要する経費は、その全額を当該地方公共団体が負担するとする地方財政法第9条に反するものではなく、また、他の地方公共団体の財政に累を及ぼすような施策ではなく、地方財政法第2条第1項に反するものでもありません。

第3 本事業推進に伴うマイナス効果の一つ目、高水敷掘削の治水効果についてですが、スタジアムが建設される土地区画整理事業地は、都市計画審議会等の手続きにおいて、個別の案件ごとに経済状況や地域振興だけではなく、治水上の観点も含め総合的に判断されたものであり、当該地は、平成10年度の日吉ダムの完成、当面計画の河川改修、平成15年度から平成21年度の河川改修の完成により、概ね10分の1の治水安全度が確保されたことにより、市街化区域に編入しても問題ないとして区域区分の変更が決定されたものであり、スタジアムはその決定された土地区画整理事業地に建設されることから、スタジアム建設の影響により、治水安全度が変わることはありません。

なお、河川改修の進展により、概ね10分の1の降雨で発生する洪水に対しては、河川から霞堤内に溢水しないため、土地区画整理事業の治水への影響はなく、これを超える洪水に対しても、土地区画整理事業においては、桂川の高水敷掘削土約36万 m^3 のうち約30万 m^3 を盛土に使用することにより、治水への影響を軽減・緩和されています。

平成25年度、台風18号のような大きな豪雨では、亀岡地区では請田より上流において、ダムの貯水池と同じような状態となります。ダムの貯水池と同じような状態になれば、容量の大小が問題となりますが、土地区画整理事業における盛土量と同等以上の高水敷掘削を行うことで容量が減少することはなく、高水敷を掘削することによって、洪水時の桂川の水位が低下することから、中小洪水においては霞堤内に氾濫しない、または氾濫するタイミングが遅くなるなどの効果が期待できます。なお、当該地区については、河川法の規制を行う遊水地として位置付けはされていません。

これまでも南丹土木事務所においては、桂川の治水計画の立案に当たり、日吉ダムや桂川の当面整備、高水敷掘削などの治水対策の効果を確認するために氾濫解析を実施されています。

平成28年度も、下流嵐山地区の河川整備の進捗と並行して、上流域でどのような河川整備が可能で、それによる効果がどうかを検討するために、南丹土木事務所より委託業務が発注されていますが、この検討は土地区画整理事業の盛土による影響を把握するためのものではありません。

これまでの河川改修により、桂川の治水安全度は着実に向上しており、引き続き、下流の嵐山地区等の河川改修の進捗状況を踏まえ、霞堤の嵩上げと河道掘削により30分の1確率規模の治水安全度を確保するとともに、将来計画については霞堤を閉め切り、河道掘削を行うことにより100分の1確率規模の安全度を確保する計画がされており、本市としても確実な事業進捗が図られるように河川管理者に対し要望を続けているところです。

二つ目の駐車場、交通渋滞問題につきましては、現在のサンガのホームグラウンドである西京極競技場には、観客用の駐車場はなく、観客は公共交通機関を利用し来場されております。埼玉スタジアム、味の素スタジアム、ユアテック仙台、ナック5大宮でも同様です。京都スタジアム（仮称）においても、亀岡駅北口から距離約280m、徒歩4分程度の駅近に立地することから、観客の来場においては、公共交通機関の利用を促すことを最優先としております。

しかしながら、公共交通機関では来場できない利用者もおられるのは事実であり、その方々のために京都縦貫道亀岡ICや大井ICに近接する亀岡運動公園の駐車場を活用して、車で来場する観客をシャトルバスで輸送することなどについて、京都府と連携しながら適切な対策を検討、実施することとしているところです。

また、現在JR亀岡駅周辺に民間の駐車場が6箇所あり、その収容台数は全部で約1,250台ありますが、これらの駐車場は、常に満車になっているわけではないことから、亀岡駅周辺の民間駐車場の利用も考えられますが、この点については観客の来場方法の実態などを調査し、中心市街地を通らずに誘導することなどを検討していきます。

三つ目のJR輸送の問題については、17時台は、亀岡駅発から京都駅間において特急を除き、1時間あたり6本、車両定員で約5,000人の輸送が可能です。

17時台は、現在運行している普通及び快速列車は4両編成が3本、6両編成が1本、8両編成が2本運行されており、4両編成3本についても増結が可能であり、車両定員で約1,500人の追加が可能です。

混雑率150%とは週刊誌を広げて読める程度であり、現在のサンガ観戦直後の阪急電車の混雑度が200から250%であることを踏まえると、現在の運行本数でも1時間あたり1万人程度の輸送が可能であると考えております。

また、改札口についても、現在の阪急西京極駅や亀岡の花火大会同様、臨時改札口を設けることで対応は十分可能と考えており、更に輸送が円滑にできるようバス輸送も含め、京都府、JR等公共交通機関と調整を図り対応することとしています。

四つ目の地下水保全対策についてでございますが、スタジアムについては、環境影響予測の結果、その変化は現況の変化の範囲内とほぼ同様であり、環境保全専門家会議において、その影響は軽微であると評価されたところです。

土地区画整理事業地内の建物の規模や内容については、まだ決まっておらず、また、スタジアム建設が影響を与えるものでもありませんが、アユモドキの保全対策については、土地区画整理組合からも引き続き協力すると聞いており、環境保全専門家会議において、府市で引き続き行うモニタリング解析や保全対策などを情報共有し、連携し、しっかりと対応していくこととしているところです。

五つ目の既存住宅街への騒音・振動・光などについてですが、騒音については、環境省の「騒音に係る環境基準の評価マニュアル」に基づきスタジアム建設に係る環境影響評価を行っております。

現況騒音レベルは67.3dBである。60.2dBは試合開催時の予測騒音、つまりスタジアム由来の音の測定地点での騒音であり、請求内容は誤りであります。なお、現況騒音より低いものの、現況騒音とこの予測騒音を合わせた合成騒音レベルは68.1dBと、現況騒音レベルの1.01倍となります。

また、現況騒音はJRや車両通行によるものであり、夜間においても騒音はありますが、具体の対応については、市街地であり、周辺に団地や病院がある神戸スタジアムでの取組も参考にしながら、関係する地域と協議を行い、検討することとされています。

六つ目の亀岡市環境基本条例についてですが、亀岡市には、環境影響評価条例、要綱等がなく、亀岡市での環境影響評価は、アセス法と府環境影響評価条例に基づき行うほか、個別法令により対応することとなります。

なお、府の環境影響評価条例は、土地区画整理事業では50ha以上75ha未満、レクリエーション施設も同じ面積としており、面積が17.2haの土地区画整理事業はもちろん、約3haの京都スタジアムについても、府条例の対象ではないことから、環境影響評価は行われておりません。

亀岡市環境基本条例の環境影響評価の規定については、市の措置に係るものとなっておりますが、あくまでも事業者の適切な配慮を促す規定であり、市はその事業者が実施した評価結果に基づき必要な措置を講ずるものとするとしており、環境影響評価の実施を義務付けているものではありません。

亀岡市は、京都府と合同で設置する環境保全専門家会議において、影響評価結果を報告し、環境への影響を抑制するための保全対策を講じることとしています。

京都スタジアム（仮称）は、青少年の夢やあこがれ、スポーツを通じた健全育成や、スポーツの楽しみや感動が得られる拠点となる施設であります。アユモドキ保護区域の設置、広域的な生息環境改善対策の実施など、これまでにないシステム的なアユモドキ保全の取組ができることや、観光客に加えて全国からサッカーやスポーツファンが亀岡を訪れ、観光やにぎわいに様々な波及効果が期待でき、人々が集まり、地域の元気の源となるような拠点施設として期待されていることから、亀岡市にとって大いに意義のある事業であり、着実に整備を進めていく必要があります。これまで述べたとおり、手続上何ら問題はないことから、経費支出を差止める理由はないものです。

第3 監査の結果

事実関係の確認、判断及び結論については、次のとおりである。

1 事実関係の確認

本件監査は、監査対象事項について、関係書類等を調査するとともに、関係執行機関からの説明の聴取等によって行った結果、事実関係は次のとおりである。

(1) 「京都スタジアム(仮称)」(以下「スタジアム」という。)整備事業の概要は、次のとおりである。

ア 事業箇所 亀岡市追分町地内(亀岡駅北土地地区画整理事業地内)

イ 規模等 専用球技場

建築面積 約15,500㎡

延床面積 約33,000㎡

座席数 約21,610席

フィールド 126m×84m

階数 地上4階(高さ 約28m)

構造 鉄筋コンクリート一部鉄骨造

屋根 観客席最前列より張り出した屋根で全席を覆う

ウ 事業費 約167億円

エ 事業期間 平成27年度～平成31年度までの予定

オ 事業主体 京都府及び亀岡市

※上記のうち、亀岡市は、スタジアム整備事業用地取得費として約20億円負担する。

取得時期 平成29年度

取得財産 亀岡市余部町清水35番外93筆

取得地積 58,695.92㎡

(持分 3,367,638,860分の1,997,638,860)

(2) 本件事業について、主な経過は次のとおりである。

京都府においては、平成23年1月、「京都府スポーツ施設のあり方懇話会」の第1次提言で、府内には国際的な試合等の開催が可能な球技場がなく、これに対応すべき球技場の新設を検討すべきとされた。同年6月には、府民48万人のスタジアム整備を要望する署名があり、専用球技場整備の検討に着手された。

京都府は、スタジアム建設候補地の選定に当たって、平成23年11月、府内の市町村に公募を開始した。

こうした動きの中、亀岡市においても、同月、京都府域の均衡ある発展と経済活動の活性化を促進し、球技を通じて京都府民・亀岡市民に大きな「喜び」や「感動」を与え、また「笑顔」と「夢・にぎわい」に満ちた明るい亀岡を切り拓くために、「京都・亀岡に大規模スポーツ施設を誘致する会」が設立された。

本市は、京都府の公募に対して、12月に回答書を提出し、候補地の名乗りを上げた。4市町(京都市、城陽市、舞鶴市、京丹波町)とともに応募した本市が、平成24年4月に公開ヒアリングを受け、12月26日、建設地に決定された。府内全体の発展の可能性や利便性、経済性、子どもたちの夢の観点に加え、まちの将来をかけた熱い思いが伝わり、本市に決定されたものである。

建設地を含む亀岡市都市計画公園周辺では、天然記念物のアユモドキなどが生息していることから、亀岡市は、開発と環境保全の両立を目指して、アユモドキが棲み続ける環境保全事業に取り組んできた。

アユモドキ等の保全及び自然との共生のため、平成25年5月、自然環境の保全に必要な調査や対策について、専門的見地を有する有識者から意見を聴取するため、京都府と共同で「亀岡市都市計画公園及び京都スタジアム（仮称）に係る環境保全専門家会議」（以下「専門家会議」という。）が設置された。

平成28年4月に専門家会議の座長から亀岡駅北土地区画整理事業地へ変更することが望ましいとの提言があり、その提言内容にも、「変更によりアユモドキが生息する曾我谷川流域への直接的影響は回避され、地下水保全等を行えばアユモドキの生息環境への影響は軽微なものとなると考えられる」とされている。さらに、8月24日には、京都府及び亀岡市は座長提言の受入れを表明し、現在の京都・亀岡保津川公園から、スタジアム建設地を変更決定したものである。

平成29年5月17日の専門家会議においては、環境に配慮した工法の採用、環境影響評価、予防保全措置やモニタリングを行うことでアユモドキへの影響は軽微なものとなること、そして、現在の公園用地エリアを中心に、国や京都府と連携した広域的な生息環境の改善対策を講じることで、将来にわたるアユモドキ生息環境を早期に確立できるとの意見が出されたとしている。

6月5日開催の「京都府公共事業評価に係る第三者委員会」（以下「第三者委員会」という。）においては、治水、観客の移動方法、駐車場などに係る意見はあったものの、スタジアム整備における自然環境の保全に向けた議論が専門家会議において十分されていること、更にモニタリング調査などの対策がロードマップに示されていることが確認できたことにより、最終的にスタジアムの工事着手について、第三者委員会としての了承が得られたものである。

- (3) 亀岡市への経済効果について、平成26年3月に京都学園大学の坂本信雄教授（当時）が発表した、「スタジアム建設による経済波及効果について」は、研究論文における数値などの妥当性について、学術的な研究成果の一つとして柔軟に捉えるべきとしている。また、建設位置が、平成28年8月の座長提言を受入れた時点で、都市計画公園である京都・亀岡保津川公園から亀岡駅北側の土地区画整理事業地内の商業地へ変更になったことにより、根本から条件が変わっているとしている。

もっとも、スタジアムが公共事業として実施されるうえでは、その制度上定められた方式に従って、費用対効果の分析を行い、その実行の可能性として、「大規模公園費用対効果分析手法マニュアル」（平成25年国土交通省都市局公園緑地・景観課）（以下「マニュアル」という。）による直接利用価値の計測に当たっては、旅行費用法を用いることとして、スタジアムまでの移動費用（料金、所要時間）も積上げることとしている。

この国のマニュアルに基づいた算出については、第三者委員会において、学識経験者の了解も得られており、正確性や合理性を欠くものではなく、京都府、亀岡市いずれの議会においても、本件事業について、丁寧に説明を行い、議決を得ている。

法第2条第14項で規定する、最少の経費で最大の効果を挙げるということについては、事業を実施する場合の手続き等について、事務を効率的に行わなければならないという基本原則を規定するものであり、単に費用便益が高いあるいは低いことについての規定では

なく、この点においても法に違反するものではないとしている。

- (4) 十分な説明を行わず、市民の疑問にも答えていないのではという点については、多くの署名や要望により、自然と共生するスタジアムとして誘致をしたものであり、市民を代表する亀岡市議会においても、「京都スタジアム（仮称）検討特別委員会」を設置し、多くの時間を費やして議論してきている。治水問題や交通などの生活環境への影響、アユモドキなど自然環境の保全といった市民の心配・懸念に対しては、市民説明会をはじめ、あらゆる機会を通じて説明をしてきたが、今後もこうした取組を続けていくとしている。

平成29年7月10日には、第2回スタジアム建設に係る市民説明会が開催され、市民からの質疑事項については、当日における回答も含めすべての質問に対して回答しており、回答内容はホームページにおいても公表されている。

- (5) スタジアムの整備について、その建設予定地については、府内市町村から広く公募されたものであり、公募の際には、市町村が無償で提供できる土地、府有地を活用する提案も可能ということが条件とされ、本市を含めた5市町（亀岡市、京都市、城陽市、舞鶴市、京丹波町）から応募があった。

選定に当たっては、平成24年2月、京都府に「専用球技場用地調査委員会」が設置され、府内の最も広範囲から子どもたちが、公共交通機関を利用し試合を観戦できるなどの理由から、亀岡市が最も多くの委員から評価を得た。

京都府知事は、専用球技場用地調査委員会の評価報告をもとに、平成24年12月26日、建設予定地を亀岡市に決定したものである。

スタジアムの整備は、当初からスタジアムの施設建設費、運営費はすべて京都府が負担とされており、建設地は立地自治体が府有地の活用も含めて提供するという、府市共同事業として進められてきたものである。アユモドキ等の保全とスタジアムの建設を進めるために平成25年5月に設置した専門家会議においては、本市と京都府が共同で費用を負担し、事務局も共同で取り組んでおり、亀岡市として、スタジアムの建設事業は、京都府のみの事業とは考えていないとしている。

本件事業は京都府より強要されたものではなく、府と市が合意し、亀岡市議会の議決を経て、適正な手続きを経た府市共同事業である。そして、当該地方公共団体の事務に要する経費は、その全額を当該地方公共団体が負担するとする地方財政法第9条に反するものではなく、また、本市の財政に累を及ぼすような施策ではないため、地方財政法第2条第1項の規定にも反するものではないとしている。

- (6) 高水敷掘削の治水効果について、スタジアム建設予定地である亀岡駅北土地区画整理事業地は、都市計画審議会等の手続において、個別の案件ごとに経済状況や地域振興だけではなく、治水上の観点も含め総合的に判断されたものである。

当該地は、平成10年度の日吉ダムの完成、当面計画の河川改修（平成15年度から平成21年度、1,500 m³/s）の完成により、概ね10年確率の治水安全度が確保され、市街化区域編入に問題ないとして区域区分の変更が決定された。スタジアムは、その土地区画整理事業地に建設されることから、治水安全度が変わることがないとしている。概ね10年確率の降雨では、河川から霞堤内に溢水しないため、治水への影響はない。これを

超える洪水に対しても、土地区画整理事業においては、桂川の高水敷掘削土約36万 m^3 のうち約30万 m^3 を盛土に使用することにより治水への影響を軽減・緩和されているとしている。

平成25年の台風18号のような豪雨では、亀岡地区では請田より上流において、例えるならばダムの貯水池と同じような状態となる可能性もあるが、その容量の大小が問題となるものの、土地区画整理事業における盛土量と同等以上の高水敷掘削を行うことで、その容量が減少することなく洪水時の桂川の水位が低下することから、中小洪水では霞堤内に氾濫しない、またはタイミングが遅くなるなどの効果が期待できるとしている。

なお、当該地区は、河川法の規制を行う遊水地としての位置付けはされていないとしている。

これまでも、南丹土木事務所においては、桂川の治水計画の立案に当たり、日吉ダムや桂川の当面整備、高水敷掘削などの治水対策の効果を確認するために氾濫解析を実施している。また、平成28年度も、下流嵐山地区の河川整備の進捗と並行して、上流域でどのような河川整備が可能で、それによる効果がどうかを検討するために、南丹土木事務所により委託業務が発注されているが、この検討は土地区画整理事業の盛土による影響を把握するためのものではないとしている。

これまでの河川改修により、桂川の治水安全度は着実に向上しており、引き続き、下流の嵐山地区等の河川改修の進捗状況を踏まえ、霞堤の嵩上げと河道掘削により、30年確率規模の治水安全度を確保する。将来計画については、霞堤を閉め切り、河道掘削を行うことにより、100年確率規模の安全度を確保する計画がされており、本市としても確実な事業進捗が図られるよう、河川管理者に対し要望を続けているところであるとしている。

水防法においては、水防の観点から適切な避難場所の設定等の円滑かつ迅速な避難等のための措置を講じること等の一層効果的な住民の避難の確保を図ること等を目的とし、避難確保・被害軽減するために最大規模の降雨を想定しているもので、管理・治水・利水等を目的とした河川法、土地の規制・誘導により都市の健全な発展と秩序ある整備を図ることを目的とした都市計画法とは根本的に目的が異なるものであるとしている。

(7) 駐車場、交通渋滞対策について、現在の京都サンガF. C. のホームグラウンドである西京極スタジアムには、観客用の駐車場はなく、観客は公共交通機関として、阪急電車、バスを利用し来場している。公共交通機関の利用については、埼玉スタジアム2002、味の素スタジアム、ユアテックスタジアム仙台、NACK5スタジアム大宮、更にミクニワールドスタジアム北九州でも同様である。

本件スタジアムにおいても、亀岡駅北口から距離にして約280m、徒歩で4分程度の至近に立地することから、観客の来場においては、公共交通機関（JR・バス）の利用を促すことを最優先としている。

しかしながら、公共交通機関では来場できない利用者があることは事実であり、そのために京都縦貫自動車道亀岡ICや大井ICに近接する亀岡運動公園の駐車場（700台超）を活用して、車で来場する利用者をシャトルバスで輸送することなど、京都府と連携しながら適切な対策を検討、実施することとしている。

現在、JR亀岡駅周辺には民間の駐車場が6箇所あり、その収容台数は全部で約1,250台あるが、これらの駐車場は常に満車になっていないことから、亀岡駅周辺の民間駐車場の利用も考えられる。この点については、観客の来場方法の実態などを調査し、中心市街地を通らずに誘導することなどを検討していくとしている。

JRの輸送能力について、17時台の亀岡駅から京都駅間において、特急を除き、1時間に運行する6本の車両定員換算では約5,000人の輸送が可能である。運行される6本の内訳は、普通及び快速列車は4両編成が3本、6両編成が1本、8両編成が2本で、4両編成3本については、増結が可能であることから、車両定員換算で約1,500人の追加が可能であるとしている。

混雑率150%の場合、週刊誌を広げて読める程度であり、現在のサンガ観戦直後の阪急電車の混雑率が200%から250%であることを踏まえると、現在の運行本数でも1時間あたりでは、1万人の輸送が可能としている。

改札口についても、現在の阪急西京極駅や亀岡花火大会時の亀岡駅と同様、臨時改札口を設けることで、今までどおり対応は十分可能であるが、更に輸送が円滑となるようバス輸送も含め、京都府、JR等公共交通機関と調整を図り、対応することとしている。

- (8) 地下水保全対策については、スタジアムに関しての京都府実施の環境影響予測の結果、その変化は現況の変化の範囲内とほぼ同様であり、専門家会議において、その影響は軽微であると評価されたとしている。

土地区画整理事業区域内への影響については、当該事業地内での建物の規模や内容についてまだ決まっておらず、またスタジアム建設が影響を与えるものではないが、アユモドキの保全対策については、土地区画整理組合からも引き続き協力すると聞いており、専門家会議において、府・市で引き続き行うモニタリング解析や保全対策などを情報共有し、連携し、しっかりと対応していくこととしている。

- (9) 既存住宅街への騒音・振動・光などについて、環境省の「騒音に係る環境基準の評価マニュアル」に基づき、スタジアム建設に係る環境影響評価を行っており、現況騒音レベルは67.3dBである。60.2dBは、試合開催時の予測騒音であり、現況騒音と合わせた合成騒音レベルは68.1dBで、現況騒音レベルの1.01倍で、大きく数値が変わることはないとしている。

現況騒音は、JRや車両通行によるものであり、夜間においても騒音はあるが、具体的な対応については、市街地であり、周辺に団地や病院がある神戸スタジアムでの取組も参考にしながら、関係する地域と協議を行い、検討することとしている。

振動についても基準以下の数値を示しており、光についても、照明器具を屋根の内側に設置することにより、影響のある光の漏れはなく、現状の生活環境に影響はないとしている。今後は、京都府が必要に応じた対策を検討・実施していくとされているが、亀岡市も協力していくとしている。

- (10) 亀岡市環境基本条例第11条の規定については、あくまでも事業者の適切な配慮を促す規定であり、市はその事業者が実施した評価結果に基づき必要な措置を講ずるものとしており、環境影響評価の実施を義務付けてはいないとしている。

亀岡市には、環境影響評価条例、要綱等がなく、亀岡市での環境影響評価は、環境影響評価法と京都府環境影響評価条例に基づき行うほか、個別法令（環境基本法、騒音規制法、振動規制法、亀岡市景観条例）により対応することとしている。

なお、本スタジアムにおいても、環境影響評価法に準じた形で、アユモドキを中心とした生態系、水質、地下水などの水環境、騒音、振動、光などの住環境について必要な環境影響評価を行い、専門家会議で了承を得ている。従って、スタジアム整備について、亀岡市独自の環境影響評価条例、要綱等を制定する予定はないとしている。なお、この環境影響評価の取組については、国（環境省）や環境保護団体（WWFジャパンほか）・関係学会（日本魚類学会ほか）との意見交換、現地視察の実施等により理解を得ているとしている。

- (11) スタジアムは、青少年の夢やあこがれ、スポーツを通じた健全育成や、スポーツの楽しみや感動が得られる拠点である。アユモドキ保護区域の設置、広域的な生息環境改善対策の実施など、これまでにないシステム的なアユモドキ保全の取組ができることや、観光客に加えて、全国からサッカーやスポーツファンが亀岡を訪れ、観光やにぎわいに様々な波及効果が期待できるとしている。

当該事業は、亀岡市にとって大いに意義のある事業であり、着実に整備を進めていく必要があるとしている。

2 判断

以上の事実関係を踏まえ、本件監査の判断は、次のとおりとする。

- (1) 本件事業に係る費用対効果については、他のスタジアムでも用いられる国のマニュアルに基づき算出されており、一定の合理性はあると認められるものであり、事業実施に当たっては、第三者委員会でも了承を得ている。

法第2条第14項について、逐条解説では、地方自治は住民の責任とその負担によって運営されるものであるから、常に能率的に処理しなければならないと、地方公共団体が事務を処理するに当たっての原則を定めている。

また、最高裁昭和53年10月4日大法廷判決によると、法第2条第14項の規定は、「地方公共団体や地方行財政の運営の在り方に関わる基本的指針を定めたものであって、かかる基本的指針に適合するか否かは、当該地方公共団体の置かれた社会的、経済的、歴史的諸条件の下における具体的な行政課題との関連で、総合的かつ政策的見地から判断されるべき事項」としており、このような判断は、当該地方公共団体の議会による民主的コントロールの下、当該地方公共団体の長には広範な裁量権を与えているというべきであるとしている。長の判断が著しく合理性を欠き、長に与えられた広範な裁量権を逸脱又は濫用すると認められた場合に限り、規定違反の違法性が肯定されると解すべきである。

本件事業は、亀岡市の将来のまちづくりとなる最重要施策として推進されるに当たっての判断、予算を定めること及び財産の取得などに関して、地方公共団体の意思決定機関である議会の議決等適正な手続きを経ているものである。

以上から、本件事業は長としての判断が著しく合理性を欠き、長に与えられた広範な裁

量権を逸脱又は濫用するものとは認められず、法第2条第14項の最少の経費で最大の効果を挙げる原則に違反するとは認められない。

(2) スタジアム建設に向けた経緯については、亀岡市と京都府とがそれぞれの行政課題に対して、本件事業の必要性の判断の下、事業推進に係る費用負担等について、それぞれ責任を明確にしながら共同で進めてきている。それぞれ議会の議決を得るなど適正な手続きも経ており、地方財政法第2条第1項及び第9条に違反するものとは認められない。

(3) 高水敷掘削の治水効果について、スタジアムが建設される亀岡駅北土地区画整理事業地は、都市計画審議会等の手続において、治水上の観点も含め総合的な判断により、市街化区域編入に問題ないとして、区域区分の変更が決定されている。当該事業用地は、平成10年度の日吉ダム完成や河川改修の進展により、概ね10年確率の治水安全度が確保されたとし、概ね10年確率の降雨では、河川から霞堤内に溢水しないため、治水にも影響することはない。また、これを超える洪水に対しても、土地区画整理事業において、桂川の高水敷掘削土約36万 m^3 のうち約30万 m^3 を盛土として使用しており、治水への影響を軽減・緩和されるとしている。

さらに、平成25年の台風18号のような豪雨では、亀岡地区では請田より上流において、例えるならばダムの貯水池と同じような状態となる可能性もあるが、その容量の大小が問題となるものの、土地区画整理事業における盛土量と同等以上の高水敷掘削を行うことで、その容量が減少することなく洪水時の桂川の水位が低下することから、中小洪水では霞堤内に氾濫しない、またはタイミングが遅くなるなどの効果が期待できるとしている。

なお、当該地区は、河川法の規制を行う遊水地としての位置付けはされていないとしている。

(4) 駐車場、交通渋滞対策について、スタジアムが亀岡駅北口から距離にして約280m、徒歩で4分程度の至近距離にあることから、公共交通機関（JR・バス）での利用を促すことを最優先としている。加えて、公共交通機関では来場できない利用者に対しては、亀岡運動公園からのシャトルバスによる輸送や、JR亀岡駅周辺の民間駐車場の利用についても利用状況を実態調査のうえ、京都府とも連携しながら、適切な対策を検討・実施していくとしている。

JRの輸送能力については、17時台は現行6本の運行本数で5,000人の輸送が可能で、4両編成3本は8両への増結が可能であることから、車両定員換算で約1,500人の追加輸送が可能であるとしている。混雑率150%の場合、週刊誌を広げて読める程度であり、現在のサンガ観戦直後の阪急電車の混雑率が200%から250%であることを踏まえると、現在の運行本数でも1時間当たり1万人程度の輸送が可能としている。改札口についても、現在の阪急西京極駅や亀岡花火大会と同様、臨時改札口を設けることで、今までどおり対応は十分可能ではあるが、更に輸送が円滑となるようバス輸送も含め、京都府、JR等公共交通機関と調整を図ることにより、対応することとしている。

(5) 地下水保全対策については、スタジアムに関する京都府実施の環境影響予測の結果、その変化は現況の変化の範囲内とほぼ同様であり、専門家会議において、その影響は軽微とされている。アユモドキの保全対策については、土地区画整理事業地内での建物の規模や

内容はまだ決まっていないが、スタジアム建設が影響を与えるものでなく、土地区画整理組合からも引き続き協力を得る中、専門家会議において、府・市で引き続き行うモニタリング解析や保全対策など情報共有し、連携しながらしっかりと対応していくこととしている。

- (6) 既存住宅街への騒音・振動・光対策について、環境省の「騒音に係る環境基準の評価マニュアル」に基づき行ったスタジアム建設に係る環境影響評価では、現況騒音レベルは67.3dBで、60.2dBの試合開催時の予測騒音との合成騒音レベルは68.1dBで、現況騒音レベルの1.01倍で、大きく数値が変わることはないとしている。

現況騒音は、JRや車両通行によるもので大きな数値の変化はないとしているものの、市街地でもあることから、他市での取組も参考にしながら、関係する地域と協議を行い、検討することとしている。その他振動や光についても、予測値は環境基準等を満たし、光については、照明器具を屋根の内側に設置することにより、影響ある光の漏れはなく、現状の生活環境に影響を及ぼすようなことはないとしている。今後、京都府が必要に応じた対策を検討・実施していくとされているが、亀岡市も協力していくとしている。

- (7) 亀岡市環境基本条例第11条の規定については、あくまでも事業者の適切な配慮を促す規定で、市はその事業者が実施した評価結果に基づき必要な措置を講ずるものとしており、環境影響評価の実施を義務付けるものではない。

本件スタジアムにおいて、環境影響評価法に準じた形でアユモドキを中心とした生態系、水質、地下水などの水環境、騒音、振動、光などの住環境について必要な環境影響評価を行い、専門家会議で了承を得ている。

- (8) 本件スタジアムがアユモドキの保全、スポーツを通じた健全育成をはじめ、観光客に加えて全国からサッカーファンなどが亀岡を訪れ、観光やにぎわいなど波及効果が期待でき、亀岡市のみならず京都府にとっても大いに意義のある事業であると認められる。
- (9) 以上のことから、本件公金の支出について、その差止めを求めるまでの違法又は不当とするに足りる事由は認められない。

3 結論

本件に係る請求人の主張には理由がないものと判断し、これを棄却する。

第4 要望

本件監査の結果は前述のとおりであるが、亀岡市においては、本件事業の実施に当たって、次の事項に留意されたい。

- (1) 本件スタジアムの当初の建設予定地であった、現在の「京都・亀岡保津川公園」事業用地については、議会の議決を経て、多額の財源を投入して取得したものである。可能な限り早期に、その活用方法についての具体化を図られたい。
- (2) アユモドキ等の保全対策については、将来にわたって、京都府と共同のもと、専門家会議の環境評価や意見も踏まえながら、十分に配慮されたい。
- (3) 本件スタジアムの建設に当たっては、京都府との共同事業であることに鑑み、互いに協

調しながら府民、市民への十分な説明責任を果たす中で、円滑な事業推進を図られたい。

- (4) 本件スタジアムの駐車場、交通渋滞、JR輸送対策等については、京都府と十分な連携、協議のもと、地域住民の生活環境に影響を及ぼさないよう対応されたい。

別紙 省略